

令和5年度 松浪地区まちづくり協議会 第11回 運営委員会 次第

日時 令和6年3月20日(水)

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(前田会長)
- 2 議事
 - (1) 次年度の総会について
 - (2) 役員等の体制について
 - (3) さくらコンサートについて(3月31日実施予定)
 - (4) その他

部会・団体等からの報告・共有

	団体名	
1	防災対策部会	
2	自治会長部会	
3	市民安全部会	
4	自治会館の管理運営について	
5	松浪コミセン・なみっこの管理運営について	
6	松浪コミカフェ管理運営について	
7	広報委員会	
8	会計からの報告	
9	松浪地区社会福祉協議会	
10	松浪地区民生委員 児童委員協議会	
11	松浪地区老人クラブ 連合会	
12	松浪地区地域包括支援 センターさざなみ	
13	松浪地区体育振興会	
14	松浪地区スポーツ少年団	
15	汐見台小学校区青少年 育成推進協議会	
16	緑が浜小学校区青少年 育成推進協議会	
17	松浪小学校区青少年育成 推進協議会	

18	汐見台小学校 P T A	
19	緑が浜小学校 P G T	
20	松浪小学校 P T A	
21	松浪中学校 P T A	
22	食生活改善推進団体	
23	浜竹一丁目自治会	
24	浜竹二丁目自治会	
25	浜竹三丁目自治会	
26	浜竹四丁目自治会	
27	松浪一丁目自治会	
28	松浪二丁目自治会	
29	富士見町自治会	
30	LG富士見町自治会	
31	常盤町自治会	
32	緑が浜自治会	
33	汐見台自治会	
34	出口町自治会	
35	ひばりが丘自治会	
36	美住町自治会	
37	公募委員	

3 まちぢから協議会連絡会 行政からの依頼事項等について（別紙のとおり）

閉会

次回 令和6年度定期総会・第1回運営委員会：令和6年5月15日（水）9：30～

※4月は運営委員会を開催しません。

令和6年度 松浪地区まちぢから協議会
委員 届出書

1	所属団体の名称	
	役職の名称	
2	ふりがな お名前	
3	ご住所	茅ヶ崎市
4	電話番号	
5	メールアドレス	

※いただきました個人情報については、松浪地区まちぢから協議会に関する以外には、使用いたしません。

事務担当：市民自治推進課 地域自治担当
電 話 0467-81-7126 (直通)
F A X 0467-87-8118
メール shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

**4月24日(水)までに市民自治推進課または
松浪コミセンまでご提出をお願いします!**

なお、令和6年度新たに委員なられた方におかれましては、**5月22日(水) 9:30~**松浪コミセンで新任委員研修を行いますので、ご参加くださいますようよろしく申し上げます。

令和6年3月20日

松浪地区まちぢから協議会
委員 各位

松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積

令和6年度松浪地区まちぢから協議会定期総会の開催について（通知）

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、松浪地区まちぢから協議会の令和5年度定期総会を次のとおり開催いたしますので、ご多忙の折恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。欠席される委員におかれましては、下欄の委任状に必要事項をご記入いただき、5月7日（火）までに松浪コミュニティセンター窓口もしくは市民自治推進課までご提出をお願い申し上げます。なお、議長以外の委員に委任する場合には、委任する委員の氏名のご記入をお願い申し上げます。

なお、各自治会及び各種団体の代表の変更があった場合は、新代表に本通知及び委員届出書の引き継ぎをお願いいたします。総会当日は新代表の出席をお願いいたします。

定期総会終了後、引き続き、運営委員会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

- 1 日 時 令和6年5月15日（水）午前9時30分より
- 2 場 所 松浪コミュニティセンター 2階 ホール1・2

お問い合わせ先：松浪地区まちぢから協議会
茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課 81-7126(直通)

— — — — — キ リ ト リ — — — — —

委 任 状

令和6年5月15日開催の「令和6年度松浪地区まちぢから協議会定期総会」の決議等一切の事項を（議長又は_____委員）に委任いたします。

令和6年 月 日

住所 _____

団体名 _____

氏名 _____

令和6年3月20日

松浪地区まちぢから協議会

委員 各位

松浪地区まちぢから協議会

会長 前田 積

松浪地区各自治会の令和6年度定期総会の開催について（依頼）

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より松浪地区まちぢから協議会の活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、本協議会の各構成団体内で令和6年度定期総会等が開催されることと存じますが、開催にあたり、本協議会の活動状況や事業計画等の周知を合わせてお願いいたします。また、本協議会は松浪地区内の単位自治会や関係団体で構成されておりますので、協議会活動を円滑に進めるため、引き続き御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

松浪地区まちぢから協議会

電話：0467-87-8855（松浪コミュニティセンター）

茅ヶ崎市暮らし安心部市民自治推進課

電話：0467-81-7126（内線 2413）

令和年6年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和5年度就任時点】

役職名	人数	氏 名	
会長	1	前田 積（2期2年目）	
副会長	2	末松 一豊（3期1年目）	朝岡 通光（2期1年目）
会計	2	杉本 誠（3期2年目）	渡邊 勇次（1期1年目）
書記	2	佐々木 睦子（3期1年目）	中井 汎（1期1年目）
監事	4	峯尾 武巳（1期1年目）	小村方 秀勝（1期1年目）
		中村 和美（1期1年目）	辻 俊子（3期1年目）

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会推薦委員【令和5年度就任時点】

役職名	氏 名	議決区分	備考
推薦委員（会長）	前田 積（4年目）	総会	
推薦委員（松浪コミカフェ委員会委員長）	原屋敷 典子（4年目）	総会	
推薦委員（副会長）	朝岡 通光（2年目）	総会	

※議決区分は総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者

3 委員任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。

3. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和5年度就任時点】

役職名	氏名	議決区分	備考
市民安全部会部会長	白石 壽明（7年目）	運営委員会	
市民安全部会副部会長	瀧川 一輝（3年目）	部会	
防災対策部会部会長	上原 新一（1年目）	運営委員会	
防災対策部会副部会長	谷口 哲（1年目）	部会	
自治会長部会部会長	渡邊 勇次（2年目）	運営委員会	
松浪コミカフェ委員会委員長	原屋敷 典子（5年目）	運営委員会	
松浪自治会館管理運営委員会会計	吉田 ひろみ（1年目）	運営委員会	

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【松浪コミカフェ管理運営委員会規約抜粋】

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長（協議会委員が務める） 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

（役員任期）

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

4. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和5年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長（協議会会長兼務）	前田 積（2期2年目）	館長 ※地域集会施設連絡会出席
副委員長	朝岡 通光（2期1年目）	※地域集会施設連絡会出席
副委員長（松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務）	原屋敷 典子（2期2年目）	
会計（協議会会計兼務）	杉本 誠（3期2年目）	
常任委員	中井 汎（1期1年目）	※協議会書記
常任委員	佐々木 睦子（3期1年目）	※協議会書記

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約抜粋】

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (3) 委員長（協議会会長が務める） 1名
- (4) 副委員長 2名
- (5) 会計（協議会会計が務める） 1名
- (6) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

令和6年3月 日

〇〇自治会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
茅ヶ崎市地区長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和6年度赤十字会員増強運動に対するご協力並びに資材配付について (依頼)

日頃より、赤十字事業につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年度の赤十字会員増強運動（事業資金の募集運動）の実施に際しましては、多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎年5月は、赤十字会員増強運動月間となっております。ご多用中とは存じますが、本年度も赤十字会員増強運動について特段のご支援とご協力を賜りたく、次の日程に赤十字会員増強運動関係の資料と資材を郵送または会長宅等にお届けしたいと存じますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、資材の数に変更がある際には恐れ入りますが、4月4日（木）までに下記の事務担当に、お電話にてお知らせくださるようお願い申し上げます。

また、自治会長様に変更があった場合は、誠にお手数をお掛けいたしますが、新しい自治会長様に引き継いでくださいますことを併せてお願い申し上げます。

- 1 赤十字会員増強運動の実施期間 5月1日（水）～5月31日（金）
- 2 自治会長宅へ郵送または訪問期間 4月19日（金）から4月26日（金）（予定）
- 3 資料、資材の配付予定の内訳

資料、資材	数量	備考
実施要領	1枚	
パンフレット	〇枚	
委嘱状	1枚	
チラシ	〇枚	
受領証	〇冊	1冊10枚綴り
門標	〇個	希望者にお渡しください。
ポスター	〇枚	

※内訳には前年度送付した数を記載しております。

事務担当 茅ヶ崎市福祉部地域福祉課
福祉活動推進担当
電話 82-1111内線3221



第2ブロック支部総合訓練での
避難所巡回診療の様子(秦野市)

あなたの**想いと行動**が 誰かの**安心**になる

あなたのご寄付は、災害への備えや救急法等の講習普及、
新型コロナウイルス感染症への対応など、カタチを変えて苦しんでいる人の支えとなります。



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

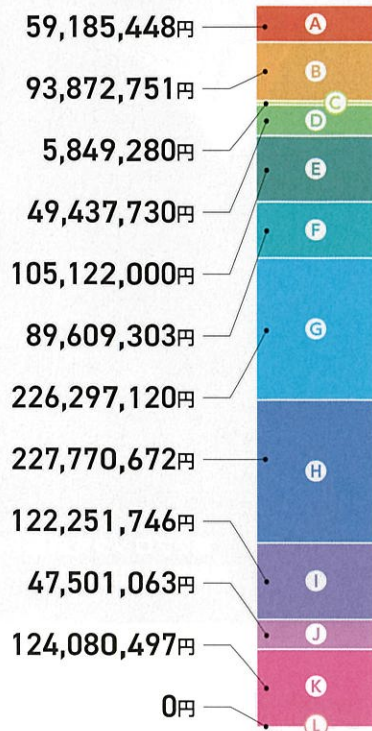
町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

2021年度決算報告

決算合計 **1,150,977,610円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

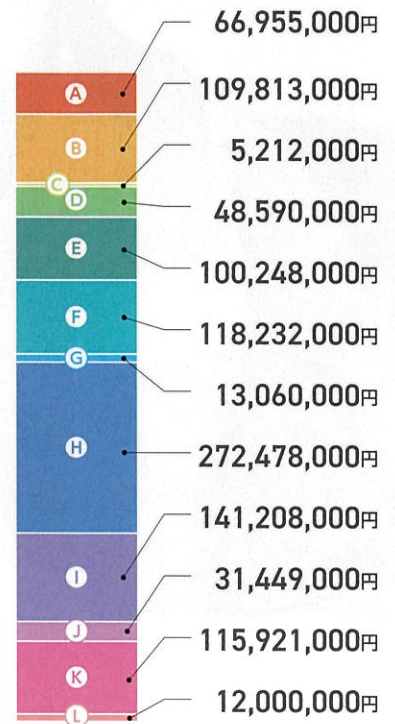


- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な医療機器の整備など
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費

2023年度事業予算

予算合計 **1,035,166,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば・・・
皆さまのご寄付で、
被災者にお届けする
これらの物資を整備
することができます。

2,000円で

毛布1枚

災害時、避難所
などでの生活に。



4,000円で

援護物資

県内各市区町村に配備し、
火災・風水害などの被害に
あった方にお届けします。



5,000円で

緊急セット

1セット4人分
避難所生活時に必要とな
る物が収納されています。



Q 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A **赤十字活動資金とは** 災害救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。

義援金とは ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。

救援金とは 海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字社・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援活動などに使われます。

日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

[口座振替 / クレジットカード決済 / 遺贈・相続財産寄付 / 各金融機関でのご寄付]

2月犯罪発生状況詳細

茅ヶ崎市まちぢから協議会

		日付	町名	場所	状況
振り込め詐欺	件				
ひったくり	件				
暴行・傷害	1件	1 2月16日	南湖	先路上	飲み物様な液体かけられた
オートバイ盗	1件	1 11月30日	浜見平	集合住宅	ロックあり
自動車盗	1件	1 2月23日	香川	路上	無施錠
車上ねらい	2件	1 2月7日	新栄町	駐輪場	自転車駐輪中ヘルメット盗
		2 2月12日	小和田	店舗駐輪場	荷物を盗まれた
部品ねらい	件				
置引き	件				
万引き	3件	1 2月4日	萩園	店舗	商品を盗まれた
		2 2月16日	茅ヶ崎	店舗	商品を盗まれた
		3 2月16日	茅ヶ崎	店舗	商品を盗まれた
器物損壊	7件	1 2月4日	中海岸	敷地	外壁を壊された
		2 2月4日	堤	一般住宅	車両を損壊
		3 2月13日	東海岸北	駐車場	車両を損壊
		4 2月15日	堤	一般住宅	車両を損壊
		5,6 2月18日	中海岸	店舗駐車場	車両を損壊、2件
		7 2月19日	元町	駐車場	車両を損壊
非侵入窃盗	2件	1 2月14日	東海岸北	一般住宅	腕時計を盗まれた
		2 2月24日	幸町	店舗	財布等を盗まれた

自転車盗	No	日付	町名	場所	施錠なし・施錠あり	
					●	○
39件	1	1月31日	西久保	集合住宅	●	
	2	2月1日	香川	一般住宅	●	
	3	1月28日	共恵	先路上		○
	4	2月5日	今宿	敷地	●	
	5	2月6日	新栄町	一般住宅		○
	6	2月2日	若松町	駐輪場	●	
	7	2月8日	中島	駐輪場	●	
	8	2月8日	浜之郷	公園	●	
	9	2月10日	小和田	駐輪場	●	
	10	2月10日	浜見平	駐輪場	●	
	11	2月12日	新栄町	駐輪場	●	
	12	2月2日	十間坂	先路上		○
	13	2月11日	鶴が台	駐輪場		○
	14	1月30日	本村	集合住宅	●	
	15	2月13日	茅ヶ崎	事務所敷地	●	
	16	2月13日	松林	集合住宅	●	
	17	2月14日	松林	一般住宅	●	
	18	2月13日	小和田	一般住宅	●	
	19	2月14日	甘沼	集合住宅	●	
	20	2月14日	小和田	一般住宅	●	
	21	2月15日	みずき	一般住宅	●	
	22	2月16日	菱沼	一般住宅	●	
	23	2月12日	幸町	店舗駐輪場	●	
	24	2月16日	小和田	一般住宅	●	
	25	2月20日	小和田	一般住宅	●	
	26	2月9日	十間坂	集合住宅		○
	27	2月17日	矢畑	集合住宅		○
	28	2月2日	共恵	路上		○
	29	2月20日	松林	一般住宅	●	
	30	2月21日	小和田	集合住宅	●	
	31	2月21日	菱沼	一般住宅	●	
	32	2月21日	小和田	一般住宅	●	
	33	2月24日	出口町	一般住宅	●	
	34	12月1日	元町	集合住宅		○
	35	1月31日	十間坂	一般住宅		○
	36	2月26日	菱沼	一般住宅	●	
	37	2月27日	菱沼	一般住宅	●	
	38	2月26日	小和田	一般住宅		○
	39	2月23日	出口町	一般住宅		○